

人間発達とくに創造性と運動能力に重点をおいた研究：集団活動，社会心理的，職業的側面

第2学年

社会学Ⅱ	週3回講義(実習，ゼミを加える)
生理学	週1回の中枢神経系，45時間の一般生理学，3時間実習
心理学Ⅱ	週5時間(講義，討義，実習)
病理学と医学	(内科，外科学)
整形外科学	3学期間に32回の講義
作業療法Ⅱ	3学期間に150時間

段階づけ活動における筋運動とエネルギー消費の分析，作業分析，関節測定，機能的筋力テスト，作業評価，車椅子患者，特殊用具の使用，義肢，副木

第3学年

精神医学	講義と示説とくに治療メンバーとしてのOTの役割りに重点をおき，次の3部に分れる。 ①精神医学概説，②精神医学の臨床症状，③精神科的治療，薬物療法，心理療法，集団療法，地域社会ケア
作業療法Ⅲ	3学期に240時間(講義，実習，討義) 病理見学を含む，特殊な整形外科，神経病，精神病の治療，OTの心理社会的応用，リハの問題点，特殊手技，治療集団の心理療法，レクリエーション，OT部組織と管理，管理に係る責任，病院におけるOTの相談的役割り，精神衛生に関する地域計画，専門職倫理
心理学Ⅲ	週8時間 病態心理学，心理療法，心理社会的問題，その他選択

第4学年

作業療法Ⅳ	臨床実習に950時間，討義セミナーに180時間をあてる。 大学で認められた病院施設で，教員と病院職員の指導の下に，患者を治療する。臨床実習中にリハビリテーションチームの他の専門職の役割りを観察し，それらと協調して働くことが要求される。 (五味，理学療法と作業療法7(6)69.1973)
-------	---

別添資料9 国立台湾大学医学部リハビリテーション医学科，理学療法，作業療法部のカリキュラム

理 学 療 法 部

第1学年

	(前 期)		(後 期)		計 (単 位)
	講義	演習	講義	実習	
哲 学	2		2		4
支 那 語	4		4		8
英 語	4		4		8
近 代 史	2		2		4
微 積 分	3		3		6
化 学	3	1	3	1	8
動 物 学	2	1	2	1	6
医 学 概 論	1		1		2
(小 計)	(2 1)	(2)	(2 1)	(2)	(4 6)

第2学年

国際組織関係			2		2
物 理 学	3	1	3	1	8
リハビリ看護概論	2				2
解 剖 学	6	6			12
社 会 学	3		3		6
心 理 学			3		3
倫 理 学			2		2
生 理 学			5	2	7
運 動 学			2		2
理学療法概論			1		1
(小 計)	(1 4)	(7)	(2 1)	(3)	(4 5)

第3学年

病 理 学	2	2			4
医学的心理学	1				1
公 衆 衛 生	2				2
内 科 学	1		1		2
外 科 学	1		1		2
小 児 科 学	1				1
神 経 学			2		2
整形外科学			2		2
リハビリ医学			1		1
スエーデン・マッサージ	1	1			2

	(前 期)		(後 期)		計 (単 位)
	講義	・ 演習	講義	・ 実習	
電 気 療 法	1	1	1	1	4
運 動 療 法	3	2	3	2	10
副 木 ・ 包 帯	1	1			2
徒 手 治 療			1	1	2
義 肢 ・ 装 具			2	1	3
機能回復訓練			1	1	2
理学療法組織管理			2		
(小 計)	(14)	(7)	(17)	(6)	(44)

第4学年

臨 床 実 習		2 2		2 2	4 4
セ ミ ナ ー	2		2		4
(小 計)	(2)	(2 2)	(2)	(2 2)	(4 8)

作 業 療 法 部

第1学年

	(前 期)		(後 期)		計 (単 位)
	講義	・ 演習	講義	・ 実習	
哲 学	2		2		4
支 那 語	4		4		8
英 語	4		4		8
近 代 史	2		2		4
微 積 分	3		3		6
化 学	3	1	3	1	8
動 物 学	2	1	2	1	6
リハビリ医学概論	1		1		2
(小 計)	(21)	(2)	(21)	(2)	(46)

第2学年

国際組織関係			2		2
物 理 学	3	1	3	1	8
リハビリ看護概論	2				2
解 剖 学	6	6			12
社 会 学	3		3		6
心 理 学			3		3
倫 理 学			2		2

	(前 期)		(後 期)		計
	講義	演習	講義	実習	(単 位)
生 理 学			5	2	7
運 動 学			2		2
作業療法概論			1		1
(小 計)	(14)	(7)	(21)	(3)	(45)
第3学年					
病 理 学	2	2			4
医学の心理学	1				1
公 衆 衛 生	2				2
内 科 学	1		1		2
外 科 学	1		1		2
小 児 科 学	1				1
整 形 外 科 学			2		2
神 経 学			2		2
リハビリ医学			1		1
精 神 医 学	3				3
身障作業療法	2	1			3
精神作業療法			2	1	3
日常生活動作	1	1			2
治 療 技 法 I	1	1			2
治 療 技 法 II	1	1			2
治 療 技 法 III	1	1			2
治 療 技 法 IV			1	1	2
治 療 技 法 V			1	1	2
治 療 技 法 VI			2	1	3
作業療法組織・管理			2		2
上肢副木・義肢			1	1	2
職 業 前 評 価			1		1
(小 計)	(17)	(7)	(17)	(5)	(46)
第4学年					
臨 床 実 習		22		22	44
セ ミ ナ -	2		2		4
(小 計)	(2)	(22)	(2)	(22)	(48)

(注) 治療技法

I：美術デザイン

II：陶 芸

Ⅲ：木 工 N：リクレーション
 V：織 物 M：手芸分析

別添資料 1 0 言語訓練対象者数 (推定)

機能的構音障害	4 万
口蓋裂言語	5 万
吃 音	10 万
麻痺性構音障害	2.5万
言語発達遅滞	10 万
失 語 症	1.5万
脳性麻痺言語	10 万
聴 覚 障 害	7 万
音 声 障 害	—
計	50 万人

(柴田・音声言語医学 1.3(1)44, 1972)

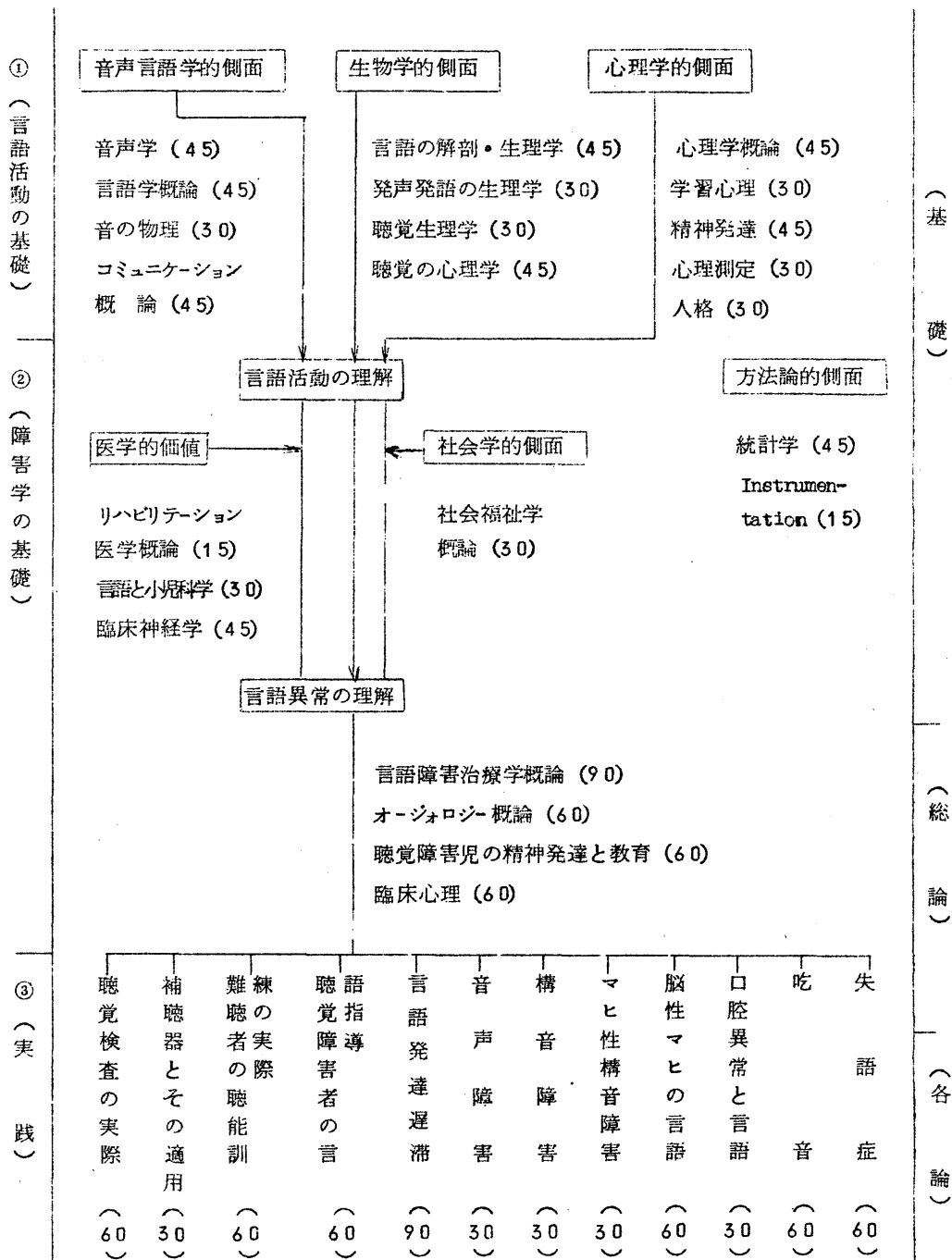
別添資料 1 1 言語療法士の配置状況

(特殊教育関係は除く、大学病院は一科を一施設とした)

調査施設	調査対象数	STを現有して いる施設	現有ST数
病 院	1,317	53 (4.0%)	95
児童福祉施設	424	35 (8.2%)	56
更生援護施設	169	5 (3.0%)	8
老人福祉施設	144	1 (0.7%)	1
児童相談所	128	6 (4.7%)	7
更生相談所	51	2 (3.9%)	5
計	2,233	102 (4.6%)	172

(柴田・医学教育 3(2)162, 1972)

別添資料 1 2 国立聴力言語障害センターにおける言語療法士養成カリキュラムの構成



註 1. () 内の数字は時間をあらわす。

註 2. 言語障害治療学入門 (15) は本図に記載されていない。

(柴田・船山：ろう教育科学 13(2) 85, 1971)

別添資料 1.3 諸外国における言語療法士の教育状況

	1. 教育機関	2. 入学資格	3. 最低教育期間	4. 学位	5. 免許	6. 5)に必要な条件	7. 認定機関	8. 臨床分野	9. 臨床上の独立性	10. 動向
アメリカ	大学、その7割以上に修士以上の大学院あり 大学数250以上	大学……大学受験資格をもつもの 大学院……大学院で言語病理学の基礎課程を終了したもの	6年(大学院修士、必要な単位をとれば短縮も可)	修士号、博士号	Certificate of clinical Competence in Speech Pathology (言語病理臨床資格免許)	○言語病理学課程の修士レベル以上および275時間スーパーバイザーのもとでの臨床実習を終了し、1年以上のフルタイムの勤務経験をもつ ○学会の倫理規定に署名	アメリカ言語聴能学会	学校、病院、施設、相談所、クリニックなど	独立	—
イギリス	・養成学校(8校) ・大学(2校)	養成学校 } 高校 大学 } 卒業者または大学院受験資格をもつもの	養成学校 3年 大学 4年	(養成学校はなし) 修士号	L.C.S.T(言語療法士) M.C.S.T(言語療法士協会員) F.C.S.T(言語療法士協会準会員)	L.C.S.T(教育機関卒業後C.S.Tの試験に合格すること) M.C.S.T(L.C.S.T+3年の経験+C.S.Tの試験に合格すること) F.C.S.T(言語療法士協会準会員)	言語療法士協会(College of Speech Therapist) (資格認定を行う)独立機関	学校、病院など	独立	1969年、政府より任命された委員は、「言語療法士は、将来、大学で養成されるべきである」と報告した。
ドイツ	大学② 施設① 内1校は大学院あり	大学—大学院受験資格試験を通ること(高卒2年) 大学院—所定の学部の修士号をもつもの	大学—3年 大学院—学部:言語聴覚—2年 他—3年	修士号(B.Sc) 修士号(M.Sc)	なし	—	—	学校、病院、施設、相談所、クリニックなど	独立の場合もあるが医師の監督下に あること もある	養成の方が先になり、職場が少なく、就職が困難

	1.教育機関	2.入学資格	3.最低教育期間	4.学位	5.免許	6.5に必要な条件	7.認定機関	8.臨床分野	臨床 9.の独立性	10.動向
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> 大学(5校)最初の4年間に教育する所(2校)と大学院コースがはじまる所(3校)がある 大学医学部専門職業養成コース 	<ul style="list-style-type: none"> 大学…大学受験資格をもつもの 大学院…所定の大学の学士号をもつもの 養成コース…学士号をもつもの 	<ul style="list-style-type: none"> 大学…4年 大学院…2年 	<ul style="list-style-type: none"> 学士号, 修士号, 博士号 (養成コースはなし) 	州によってあり	修士あるいはそれと同等の学位	(免許のある州では)州政府	学校, 病院, 施設, 相談所, クリニックなど	独立	—
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> 言語障害矯正士 言語療法士 	<ul style="list-style-type: none"> ? 教職の学位保持者 	<ul style="list-style-type: none"> 3年 1年半 	<ul style="list-style-type: none"> なし なし 	<ul style="list-style-type: none"> 有(言語障害矯正士) 有(言語療法士) 	—	大学医学部	?	?	—
スペイン	大学	教員資格または学士号(教育学部、特殊教育学科)	約2年		有, 特殊教育教師(言語・聴覚部門)	2年間のコースを規定通り終了した者に与えられる	教育科学省	病院, リハビリセンター, その他	独立	
ノルウェー	国立教育研究所の下にある言語障害矯正研究所(全国8カ所)博士課程まである		モスコ(5年), 他(4年) + 2年 教育学士 + 3年 教育学博士	Certificate	言語障害矯正士	言語障害矯正研究所を卒業すること		病院, センター	独立	
タイ	大学病院付属養成所	大学卒業であることが望ましい	1年	なし	なし	—	—	病院, ろう学校	医師の監督下	文部省は大学にコースを開設する予定(1974~75年度)

	1. 教育機関	2. 入学資格	3. 最低教育期間	4. 学位	5. 免許	6.5に必要な条件	7. 認定機関	8. 臨床分野	臨床上の独立性	10. 動向
デンマーク	大学レベル	教員資格を持つ者(数年間教育に携わっていた者が望ましい)重症心身障害児施設の幼稚園教員	4.5週間		有	試験に合格すること	王立教育大学	学校, 施設, 病院など	独立	特殊教育全体の人員不足が問題となっており, 文部大臣はこの分野の専門家の教育について再検討をやり予定
西ドイツ	言語障害児センター(5校)	18歳以上 高卒+福祉の仕事1年 中卒+福祉の仕事2年 父母, 看護婦, 社会福祉関係の従事者	2年	なし	有	国家試験に合格すること	国家試験委員会	病院, 相談所, 施設	医師の監督下	言語障害児センターの教育は機関により内容がそれぞれ異なり, 今後改められる可能性が強い。
	言語治療師養成大学または総合大学または9校(学位課程には含まれない)	教員免許をもちており, 数年の経験があるもの	2年(州によっては若干異なるところもある)	なし	特殊教育免許	—	州政府	学校	独立	
フィリピン	大学院(国立私立とも)	大学院入学資格または学士号(教育学)	必要な単位を取得するまで	修士号(M.A)	有	大学院で25単位の専門科目を修めた段階で与えられる修士号をとるためには更に必要な単位を取り, 修士論文を書くことが必要	フィリピン師範大学(Philippine Normal College)	学校	独立	

1. 教育機関	2. 入学資格	3. 最低教育機関	4. 学位	5. 免許	6.5に必要なる条件	7. 認定機関	8. 臨床分野	9. 臨床上の独立性	10. 趣向
言語治療 大学	大学入学資格	3～4年(学士号) + 臨床実習6ヵ月	学士号	有(言語治療士)	大学卒業試験に合格し、6ヵ月間の臨床実習を終えること	厚生省	病院、保健所、学校、幼稚園、施設	比較的独立音声専門医師の養成が計画されている(1975年開始予定、最初は教育的オーディオロジーから)	
フィンランド									
特殊教育 大学 教師	初等教育教員の資格、幼稚園教員の資格	教員資格取得後1～1年半の専門教育	なし	有(特殊教育教師)	教員資格+1～1年半の大学の専門教育	学校			
養成学校 (technical school of the higher level)	高校卒業者又は教職の学位保持者	3年	なし	なし	—	—	病院の特殊センター、学校	医師の監督下	—

— 単招産子：総合リハビリテーション 第2巻第1.1.2号, 1974年より —

別添資料 14 「言語治療士（仮称）の身分制度に関する要望書」

（要 望）

言語治療士の身分制度は、各種学校ではなく大学院（修士、博士）課程と連なる学校教育法による4年制大学での養成を基盤にして、制定されることを要望する。

（趣 旨）

日本音声言語医学会は、言語治療士の身分制度に深い関心を有している。それは本学会が聴覚言語障害者の福祉のための科学を追求することを目的とし、必要な研究および教育などの学術活動を推進しているからである。

ひとたび言語治療士の身分が制度化されれば、それは学会構成員の資質や教育レベルの恒久的な固定化につながる。もし、身分制度が低いレベルで制定されれば、学術振興の道は阻まれ、将来に致命的な禍根を残すことになる。我々は考える。

そこで本学会は言語治療士の身分や養成に関する委員会を組織し、種々の検討を行なった結果次のような結論に達した。

- (1) 言語治療士は医療、社会福祉、教育の各分野にわたって、密接に関連しつつ働く独立した専門職に属すべきものである。したがって聴覚言語障害についての十分な知識と技能を有し、自主的に臨床研究にとりくみ、責任ある判断を下し得る高度の専門技術者でなければならない。
- (2) 従ってその養成は各種学校ではなく、各種関係講座を有する学校教育法による4年制の総合大学において、大学院課程と連なる形で行なうべきものである。

この要望書の内容がすみやかに実現され、真に聴覚言語障害者の福祉に寄与することを要望するものである。

これを本学会の総意として、当局の配意を強く要請する。

昭和47年11月7日

関 係 各 位 殿

日 本 音 声 言 語 医 学 会

事務局 東京都文京区本郷7丁目3番1号（〒113）

東京大学医学部音声言語医学研究施設内

電話 東京（03）812-2111（代）

別添資料15 義肢装具士の長期教育プログラム

(1974年1月現在)

4年コース：(Bachelors)

U S A	• New York University	18 (1965)
	• University of Washington	12 (1970)

3年コース：(Diploma)

Norway	• National College of Prosthetics, Sophies Minde Orthopaedic Hosp.	9 (1970)
Hongkong	• Kowloon Hospital	5 (1965)
England	• Paddington Technical College (1 year inten)	15 (1968)
Scotland	• University of Strathclyde	12 (1973)
India	• Madras Medical College	6-8 (1972)
	• All India Institute of Physical Medicine and Rehab.	6-8

2-3年コース：(Diploma)

Canada	• School of Prosthetics and Orthotics of Quebec Inc.	12 (1958)
	• George Brown College	40 (1970)
Sweden	• Munksjuskolan	12 (1973)

1-3年コース：(Diploma, Certificate)

Argentina	• Enet de Ortesis Y Protesis	12-17 (1965)
-----------	------------------------------	--------------

2年コース：(Diploma, Certificate)

U S A	• Cerritos College	40 (1965)
	• Los Angeles Southwest College	30 (1967)
	• Delgads Junior College	8 (1968)
Columbia	• San Juan de Dios Hospital	6 (1971)

1年コース：(Certificate)

U S A	• North Western University	32 (1974)
	• University of California Los Angeles	6-8 (1966)
Germany	• Bundesfachschule fiir Or thopadesch-Technik	140 (1953)
Iran	• WHO Regional Training Center (3M-1y)	50 (1967)

別添資料16 義肢装具士(3年制短期大学)カリキュラム案

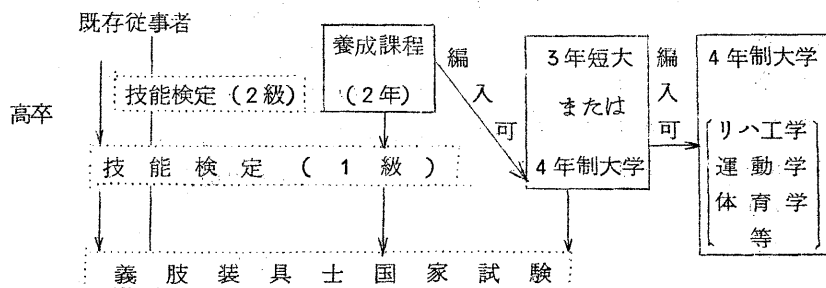
(リハビリテーション医学11巻4号より)

	内 訳			計	教 助 講 助 教 授 授 師 手	
	講 義	演 習	実 習			
A) 一般教育科目						
人文社会学	心理学	2 (30)	1 (45)	3 (75)		
	人間発達学	2 (30)	1 (45)	3 (75)		
自然科学	物理学	2 (30)	1 (45)	3 (75)		
	生物学	2 (30)	1 (45)	3 (75)		
	数 学	3 (45)		3 (45)		
	化 学	2 (30)	1 (45)	3 (75)		
小 計	13 (175)		5 (225)	18 (420)		
B) 外国語科目	英 語	3 (45)		3 (45)		
C) 保健体育課目	体育講義	2 (30)	1	2 (30)		
	体育実技		1 (45)	1 (45)		
小 計	2 (30)		1 (45)	3 (75)		
D) 専 門 科 目	解 剖 学	4 (60)	1 (30)	2 (90)	7 (180)	
	解 剖	4 (60)	1 (30)		5 (90)	
		生体実習			2 (90)	2 (90)
	生 理 学	2 (30)		1 (45)	3 (75)	
	運 動 学	2 (30)	1 (30)	1 (45)	4 (105)	1 1
	一般臨床医学 (含リハビリ総論)	2 (30)	2 (60)		4 (90)	
	整 形 外 科 学	2 (30)	2 (60)		4 (90)	
	臨 床 心 理 学	2 (30)			2 (30)	

	内 訳			計	教 助 講 助 教 授 授 師 手	
	講 義	演 習	実 習			
生 体 工 学	1 (15)	1 (30)		2 (45)	1 1	
機 械 工 学	1 (15)	1 (30)		2 (45)		
材 料 工 学	1 (15)	1 (30)		2 (45)		
小 計	17 (245)	9 (270)	4 (180)	30 (695)		
義肢装具製作実習	1 (15)	1 (30)	4 (180)	6 (225)	2 5	
大 腿 義 足	2 (30)	2 (60)	4 (180)	8 (270)		
下 腿 義 足	1 (15)	1 (30)	4 (180)	6 (225)		
下肢装具 (靴)	2 (30)	1 (30)	3 (135)	6 (195)		
義 手	2 (30)	1 (30)	2 (90)	5 (150)		
上 肢 装 具	1 (15)	1 (30)	1 (45)	3 (90)		
体 幹 装 具	2 (30)	1 (30)	2 (90)	5 (150)		
特 殊 義 足 (股・膝・サーム 前足部の切断)	1 (15)	1 (30)	-	2 (45)		
小 児 切 断	1 (15)	1 (30)	-	2 (45)		
動 力 補 装 具	1 (15)	1 (30)	-	2 (45)		
義 肢 装 具 臨 床 実 習			44 (180)	2 (180)		
小 計	14 (210)	11 (330)	24 (1080)	49 (1620)		5 7
合 計	49 (735)	20 (600)	34 (1530)	103 (2865)		

* 1日6時間×年間授業日数(160日)×3 = 2880時間

別添資料17 義肢装具士・製作技能士、および既存従事者の身分関係に関する試案(日本リハビリテーション医学11(4), 271, 1974)



別添資料18 一般病院における医療福祉業務の実態

業 務 内 容	頻 度					業務開始のきっかけ					
	週1回以上	月1回以上	年1回以上	全く行なわれない	回答なし	施設の方針	医師の要請	他職種の要請	患・家の要請	自分の判断	回答なし
1 施設の機能方針および具体的サービス内容などの説明	(%) 46.9	(%) 14.1	(%) 7.0	(%) 3.1	(%) 28.9	(%) 18.8	(%) 4.7	(%) 3.9	(%) 12.5	(%) 25.8	(%) 34.4
2 患者・家族のもつ問題に関する情報収集および社会的要因の把握(生活歴、問題歴、および人格構造などについて)	63.3	10.2	2.3	1.6	22.7	5.5	25.0	8.6	1.6	32.0	27.3
3 社会(医療)保障制度およびその他の法の制度の活用と援助	66.4	7.8	0.8	0	25.0	6.3	13.3	6.3	29.7	15.6	28.9
4 社会福祉施設、医療施設等の紹介、活用 の援助	39.8	23.4	3.1	0	33.6	3.9	28.9	7.0	16.4	17.2	26.6
5 受療不適応状態および療養環境の調整	37.5	29.7	6.3	0.8	25.8	4.7	28.1	28.1	3.1	14.1	21.9
6 患者・家族の態度変容を目的とするケースワーク、面接等	46.1	23.4	10.9	0	19.5	5.5	23.4	16.4	3.1	20.3	31.3
7 訪問活動(家庭、学校、職場など)	14.1	16.4	35.2	7.0	27.3	3.9	5.5	2.3	4.7	46.9	36.7
8 関係機関への連絡、照会、依頼	62.5	10.9	1.6	0	25.0	7.0	6.3	4.7	12.5	43.8	25.8
9 患者のグループワーク(話し合い、レク活動など)	7.8	12.5	17.2	31.3	31.3	10.2	3.1	4.7	3.9	21.1	57.0
10 家族のグループワーク(家族会など)	0.8	9.4	14.1	45.3	30.5	5.5	2.3	2.3	3.9	14.8	71.1
11 荷物や財産上の相談、処理	3.9	12.5	33.6	22.7	27.3	0.8	2.3	5.5	33.6	11.7	46.1

12	デイ・ホスピタル、ナイト・ホスピタル(外勤)の実施、運営	3.1	3.9	3.9	5.5.5	3.3.6	7.0	4.7	1.6	2.3	8.6	7.5.8
13	社会復帰に際しての住居、職場、職歴などの開拓、援助	1.4.1	2.8.1	2.7.3	5.5	2.5.0	3.9	1.3.3	5.5	2.5.0	1.8.8	3.3.6
14	退院患者のアフターケア-(相談、訪問など)	1.8.8	2.5.0	2.1.9	7.0	2.7.3	4.7	1.0.9	3.9	1.5.6	2.9.7	3.5.2
B	15 診断、治療方針決定への参加および治療過程における他職種への助言と資料の提供	3.6.7	2.5.0	9.4	3.1	2.5.8	7.8	2.6.6	1.1.7	1.6	2.1.9	3.0.5
	16 他職種、関連機関への社会福祉知識の啓蒙活動	1.0.2	2.2.7	3.3.6	1.1.7	2.1.9	1.2.5	1.6	1.4.8	0.8	2.9.7	4.0.6
C	17 地域住民に対する福祉、保健、医療の啓蒙活動	2.3	7.8	2.1.9	3.6.7	3.1.3	1.6.4	1.6	1.6	0	1.7.2	6.3.3
	18 地域内関係施設、機関、団体などの情報交換および協力	1.0.9	3.2.8	2.2.7	5.5	2.8.1	6.3	0.8	3.1	0	5.0.0	3.9.8
	19 一斉検診、巡回相談への参加(企画、相談)	0.8	3.9	1.4.1	5.3.1	2.8.1	1.6.4	2.3	3.9	0.8	3.9	7.2.7
	20 地域での患者・家族および一般市民などの組織づくり	0.8	5.5	6.3	5.4.7	3.2.8	9.4	0.8	1.6	0	1.0.9	7.7.3
	21 ボランティアの開発、育成	1.6	3.9	7.0	5.8.6	2.8.9	8.6	1.6	0	0	1.4.1	7.5.8
D	22 医療・福祉充実向上のための行政機関への働きかけ	4.7	1.2.5	3.9.1	2.9.7	1.4.1	7.8	0	0.8	3.1	4.3.0	4.5.3
E	23 調査研究活動(学会、日本医療社会事業協会、日本精神医学ソーシャルワーカー協会などへの参加も含む)	3.1	3.2.8	3.4.4	1.4.1	1.5.6	1.2.5	0.8	0	0	4.2.2	4.4.5
	24 実習生の受け入れ、実習指導	8.6	1.6	2.3.4	3.1	6.3.3	1.7.2	0.8	1.6	0	1.8.8	6.1.7

業 務 内 容	頻 度					業務開始のきっかけ					
	週1回 以上	月1回 以上	年1回 以上	全く行 なわぬ	回 答 なし	施設の 方 針	医師の 要 請	他職種 の要請	患・家 の要請	自 分 の 判 断	回 答 なし
25 ソーシャルワーカー養成および一般医療 従事者への社会福祉教育	3.9	6.3	3 2.0	3 4.4	2 8.4	2 3.4	0	5.5	0	1 0.9	6 0.2
26 記録、資料などの整理、保管、統計資料 等の作成	3 9.1	2 2.7	1 1.7	3 9	2 2.7	2 1.9	7.8	0	0	4 4.5	3 2.8
27 施設の運営・管理に関する発言の機会（ 予算・人事・方針など）	2.3	2 0.3	2 1.1	2 7.3	2 8.9	3 8.3	0.8	1.6	0	1 0.9	4 8.4
28 医療事務の取扱い	1 1.7	2 2.7	1.6	5 2.3	1 1.7	2 0.3	4.7	0.8	0	7.0	6 7.2

(昭和49年度厚生科学研究, 医療社会事業の現状と課題より)

(註) 業務基準については、公的なものとしては、昭和27年に厚生省関東信越医務出張所によって「メジカル・ソーシャルワーカー
執務基準」が、また昭和33年に厚生省公衆衛生局によって「保健所における医療社会事業の業務指針について」が出されて
いる。

別添資料19 医療機関における医療社会事業従事者現員数・需要数（その1）

医療施設調査によると病院医療社会事業従事者の現員数は1,853人（昭47）、需要数は16,057人（昭52）。厚生省公衆衛生局地域保健課崎川技官の調査によると保健所における医療社会事業従事者・精神衛生相談員の現員数は合計で428人（昭49）、定員は771人、需要数は2,250人（昭52）である。現員数の合計は2,281人、需要数の合計は18,307人となり、現員数/需要数は約12%、保健所では現在の定員771人に対し現員数は428人で、現員数/定員は55%となる。

表 病院規模別医療社会事業従事者規準

病 床 規 模	医療社会事業従事者数
50床未満	地域の医療社会従事者
50～ 99床	1
100～149	2
150～199	3
200～299	4
300～399	5
400～499	6
500～699	7
700～899	8
900～	9～

表 病院医療社会事業従事者現員数・需要数

年 度	A 現員数	B 需要数	$A/B \times 100\%$
昭和38年	1,120	10,671	10.5%
39	1,222	11,260	10.9
40	1,253	11,875	10.6
41	1,318	12,484	10.6
42	1,479	13,008	11.4
43	1,480	13,553	10.9
44	1,624	14,003	11.6
45	1,838	14,395	12.8
46	1,847	14,661	12.6
47	1,853	14,970	12.4
48	-	15,215	-
49	-	15,716	-
50	-	16,397	-
51	-	16,462	-
52	-	16,057	-
53	-	16,888	-
54	-	17,239	-
55	-	18,229	-
56	-	17,385	-
57	-	17,881	-
58	-	18,647	-

(現員数は医療施設調査)

別添資料 19 医療機関における医療社会事業従事者現員数・需要数 (その2)

表 保健所における医療社会事業従事者・精神衛生
相談員の現員・定員・充足率の推移

年 度	医 療 社 会 事 業 従 事 者			精 神 衛 生 相 談 員			合 計		
	現 員	定 員	充 足 率	現 員	定 員	充 足 率	現 員	定 員	充 足 率
			%			%			%
昭和36年	188	365	51.5	-	-	-	-	-	-
37	179	362	49.4	-	-	-	-	-	-
38	179	361	49.6	-	-	-	-	-	-
39	230	362	63.5	-	-	-	-	-	-
40	194	457	42.5	43	122	35.2	237	579	40.9
41	229	463	49.5	97	197	49.2	326	660	49.4
42	215	478	45.0	119	260	45.8	334	738	45.3
43	195	476	41.0	123	261	47.1	318	737	43.1
44	195	474	41.1	136	262	51.9	331	736	45.0
45	195	487	40.0	145	268	54.1	340	755	45.0
46	195	487	40.0	148	268	55.2	343	755	45.4
47	184	494	37.2	197	273	72.2	381	767	49.7
48	167	497	33.6	211	274	77.0	378	771	49.0
49	186	497	35.4	232	274	84.7	428	771	55.5

(厚生省公衆衛生局地域保健課崎川技官提供資料より作成)